

新旧对照表

新旧対照表

現 行

(確認申請書に添付する図書)

第2条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供し、又はこれらの用途を伴う建築物を建築する場合にあつては、様式第1号の調書
 - (2) 建築物に浄化槽を設置する場合にあつては、様式第2号の調書
 - (3) 建築物にエレベーター若しくはエスカレーター(法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるものを除く。)、小荷物専用昇降機(政令第146条第1項第2号に掲げるもののうち、法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるものを除く。)、予備電源を有する照明設備又は換気、排煙、給水、排水、消火若しくは避雷の設備(給水の設備にあつては、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)を設置する場合にあつては、これらの設備の設計図書
 - (4) 法第86条の7第1項の規定により政令第137条の2から第137条の4まで及び第137条の4の3から第137条の12までに規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合にあつては、様式第3号又は様式第4号の調書
 - (5) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合にあつては、様式第5号の調書
 - (6) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える特殊建築物を建築しようとする場合(増築後の特殊建築物の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)又は事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものを建築しようとする場合(増築後の建築物の階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)にあつては、様式第6号の概要書
 - (7) がけ地(建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)第2条第1項に規定するがけ地をいう。)のうち、がけの高さが2メートルを超えるものに建築物を建築する場合にあつては、がけの上端又は下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状及び地盤の種類を示す図書
 - (8) 建築基準条例第27条の8第1項の規定により同項各号に規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合にあつては、様式第4号の調書
- 2 省令第1条の3第1項の表一(イ)項に掲げる配置図には、敷地面積、建築面積及び延べ面積の計算並びに敷地の接する道路が法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けたものである場合においては、その指定年月日及び指定番号を付記するものとする。

改正案

(確認申請書に添付する図書)

第2条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供し、又はこれらの用途を伴う建築物を建築する場合にあつては、様式第1号の調書
 - (2) 建築物に浄化槽を設置する場合にあつては、様式第2号の調書
 - (3) 建築物にエレベーター若しくはエスカレーター(法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるものを除く。)、小荷物専用昇降機(政令第146条第1項第2号に掲げるもののうち、法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるものを除く。)、予備電源を有する照明設備又は換気、排煙、給水、排水、消火若しくは避雷の設備(給水の設備にあつては、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)を設置する場合にあつては、これらの設備の設計図書
 - (4) 法第86条の7第1項の規定により政令第137条の2から第137条の4まで及び第137条の4の3から第137条の12までに規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合にあつては、様式第3号又は様式第4号の調書
 - (5) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合にあつては、様式第5号の調書
 - (6) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える特殊建築物を建築しようとする場合(増築後の特殊建築物の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)又は事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものを建築しようとする場合(増築後の建築物の階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)にあつては、様式第6号の概要書
 - (7) がけ地(建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)第2条第1項に規定するがけ地をいう。)のうち、がけの高さが2メートルを超えるものに建築物を建築する場合にあつては、がけの上端又は下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状及び地盤の種類を示す図書
 - (8) 建築基準条例第27条の8第1項の規定により同項各号に規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合にあつては、様式第4号の調書
- 2 省令第1条の3第1項の表一(イ)項に掲げる配置図には、敷地面積、建築面積及び延べ面積の計算並びに敷地の接する道路が法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けたものである場合においては、その指定年月日及び指定番号を付記するものとする。

新旧対照表

現 行

(特殊建築物等の定期報告)

第7条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等に該当するもの（以下この項及び次条第1項第2号において「対象建築物」という。）のうち政令第16条第1項の建築物以外のものとし、省令第5条第1項の規定により知事が定める対象建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、 <u>地階若しくは</u> 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの <u>又は</u> 主階が1階以外にあるもの	<u>平成2年7月</u> から同年10月まで及び <u>平成2年</u> から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>又は</u> <u>地階若しくは</u> 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	<u>平成2年7月</u> から同年10月まで及び <u>平成2年</u> から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

(建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則)

改正案

(特殊建築物等の定期報告)

第7条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等のいずれかに該当するもの（以下この項及び次条第1項第2号において「対象建築物」という。）のうち政令第16条第1項の建築物以外のものとし、省令第5条第1項の規定により知事が定める対象建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	<p><u>ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>エ 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p>	令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	<p><u>ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p>	令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

新旧対照表

現 行		
<p>病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（政令第16条第1項の規定による国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。）に限る。）</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの、<u>地階若しくは</u>3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの<u>又は</u>2階部分（当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p><u>平成2年</u>7月から同年10月まで及び<u>平成2年</u>から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>
<p>ホテル又は旅館</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの、<u>地階若しくは</u>3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの<u>又は</u>2階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p><u>平成3年</u>7月から同年10月まで及び<u>平成3年</u>から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>

(建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則)

改正案

<p>病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（政令第16条第1項の規定による国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。）に限る。）</p>	<p><u>ア</u> 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p><u>イ</u> <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ</u> <u>建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>エ</u> <u>3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>オ</u> 2階部分（当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>
<p>ホテル又は旅館</p>	<p><u>ア</u> 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p><u>イ</u> <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ</u> <u>建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>エ</u> <u>3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>オ</u> 2階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>令和3年7月から同年10月まで及び令和3年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>

新旧対照表

現 行		
下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）	6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	平成3年7月から同年10月まで及び平成3年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
共同住宅又は寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）	地階若しくは3階以上（その用途に避難階以外の階を供しないものにあつては、6階以上）の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	平成3年から起算して3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

(建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則)

改正案

下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）	6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和3年7月から同年10月まで及び令和3年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
共同住宅又は寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）	<p><u>ア</u> その用途に避難階以外の階を供するもののうち、<u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>イ</u> <u>建築物の階数が3以上のもので、その用途に避難階以外の階を供するもののうち、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ</u> <u>その用途に避難階以外の階を供するもののうち、3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>エ</u> <u>その用途に供する階が全て避難階であるもののうち、6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>オ</u> 2階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	令和3年7月から同年10月まで及び令和3年から起算して3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

新旧対照表

現 行		
児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	<u>平成2年</u> から起算して3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
学校	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	<u>平成4年</u> 7月から同年10月まで及び <u>平成4年</u> から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

(建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則)

改正案

児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）	<p><u>ア</u> 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p><u>イ</u> 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p><u>ウ</u> 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p><u>エ</u> 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p>	<p><u>令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u></p>
学校	<p><u>ア</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p><u>イ</u> 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p><u>ウ</u> 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p><u>エ</u> 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p>	<p><u>令和元年7月から同年10月まで及び令和元年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u></p>

新旧対照表

現 行		
体育館、博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、ス キー場、スケート場、水泳 場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メー トルを超えるもの(学校に附属 するもの <u>以外のもの(そのもの</u> <u>の用途に避難階以外の階を供</u> <u>しないものを除く。)</u> にあつて は、 <u>2,000平方メートル以上</u> の もの)又は地階若しくは3階以 上の階の床面積の合計が100平 方メートルを超えるもの	<u>平成4年</u> 7月から同年10月ま で及び <u>平成4年</u> から起算して 3年又は3の倍数の年を経過 した年の7月から10月まで

(建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則)

改正案

体育館、博物館、美術館、
図書館、ボーリング場、ス
キー場、スケート場、水泳
場又はスポーツの練習場

ア 学校に附属しないものの
うちその用途に供する階が
全て避難階であるもの又は
学校に附属するもので、床面
積の合計が2,000平方メー
トルを超えるもの

令和元年7月から同年10月ま
で及び令和元年から起算して
3年又は3の倍数の年を経過
した年の7月から10月まで

イ 学校に附属しないものの
うち、その用途に避難階以外
の階を供するもので、床面積
の合計が2,000平方メー
トル以上のもの

ウ 床面積の合計が200平方メ
ートルを超えるもので、地階
の床面積の合計が100平方メ
ートルを超えるもの

エ 建築物の階数が3以上の
もので、地階の床面積の合計
が100平方メートルを超える
もの

オ 3階以上の階の床面積の
合計が100平方メートルを超
えるもの

新旧対照表

現 行		
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの、 <u>地階若しくは</u> 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの <u>又は</u> 2階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が500平方メートル以上のもの	<u>平成4年</u> 7月から同年10月まで及び <u>平成4年</u> から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で、 <u>延べ面積</u> が1,000平方メートルを超える建築物に限る。）	<u>平成4年</u> 7月から同年10月まで及び <u>平成4年</u> から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

2 省令第5条第4項の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図

(建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則)

改正案

<p>百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（<u>物品加工修理業を含む。</u>）を営む店舗</p>	<p><u>ア</u> 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの <u>イ</u> <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u> <u>ウ</u> <u>建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u> <u>エ</u> <u>3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u> <u>オ</u> 2階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p>	<p><u>令和元年</u>7月から同年10月まで及び<u>令和元年</u>から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>
<p>事務所その他これに類するもの</p>	<p>地階又は3階以上の階の床面積の合計が<u>それぞれ</u>100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。）</p>	<p><u>令和元年</u>7月から同年10月まで及び<u>令和元年</u>から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>

2 省令第5条第4項の規定により知事が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図

新旧対照表

現 行

(建築設備等の定期報告)

第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等に該当する建築物に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第15項の規定により設置する特定防火設備（温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。）を設けた換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。）

用途	規模等
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、 <u>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は主階が1階以外にあるもの</u>
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>

改正案

(建築設備等の定期報告)

第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等のいずれかに該当する建築物に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第20項の規定により設置する特定防火設備（温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。）を設けた換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。）

用途	規模等
劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ <u>建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u> ウ <u>3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u> エ <u>建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ <u>建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u> ウ <u>3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u> ウ <u>建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u> エ <u>3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>

新旧対照表

現 行	
ホテル又は旅館	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。）

(2) 対象建築物に設ける防火設備（政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。）

- 2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年（省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、3年以内ごと）の当該各号に定める時期とする。

(建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則)

改正案

ホテル又は旅館	<p><u>ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p>
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	<p><u>ア 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p>
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（ <u>物品加工修理業を含む。</u> ）を営む店舗	<p><u>ア 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u></p>
事務所その他これに類するもの	<p>地階又は3階以上の階の床面積の合計が<u>それぞれ</u>100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。</p>

(2) 対象建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパー及び政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。）

- 2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年（省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、3年以内ごと）の当該各号に定める時期とする。

新旧対照表

現 行

- (1) 政令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前の月から当該応ずる日の属する月まで
- (2) 政令第16条第3項第2号及び前項各号に掲げるもの 7月から10月まで
- (3) 政令第138条第2項各号に掲げるもの 使用期間が連続して6箇月以内のものにあつては使用開始の日の前月、それ以外のものにあつては2月及び8月とする。

(建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則)

改正案

- (1) 政令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前の月から当該応ずる日の属する月まで
- (2) 政令第16条第3項第2号及び前項各号に掲げるもの 7月から10月まで
- (3) 政令第138条第2項各号に掲げるもの 使用期間が連続して6箇月以内のものにあつては使用開始の日の前月、それ以外のものにあつては2月及び8月とする。

新旧対照表

現 行

(建築主等の変更届)

第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、建築主、設置者若しくは築造主又は代理人、工事監理者若しくは工事施工者(以下この条において「建築主等」という。)に変更があった場合においては様式第9号の届書を、建築主等、設計者及び建築設備に関し意見を聴いた者の住所又は氏名に変更があった場合においては様式第10号の届書を、その変更の日から3日以内に、建築主事(法第4条第7項の規定により指定された建築主事をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(工事の取りやめ届)

第10条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめた場合においては、様式第11号の届書を建築主事に提出しなければならない。

改正案

(建築主等の変更届)

第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、建築主、設置者若しくは築造主又は代理者、工事監理者若しくは工事施工者(以下この条において「建築主等」という。)に変更があった場合においては様式第9号の届書を、建築主等、設計者及び建築設備に関し意見を聴いた者の住所又は氏名に変更があった場合においては様式第10号の届書を、その変更の日から3日以内に、建築主事(法第4条第7項の規定により指定された建築主事をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(工事の取りやめ届)

第10条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめた場合においては、様式第11号の届書を建築主事に提出しなければならない。

新旧対照表

現 行
<p>(許可申請書に添付する図書)</p> <p>第12条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 申請の理由書</p> <p>(2) 省令第1条の3に規定する図書</p> <p>(3) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面</p> <p>(4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書</p> <p>ア 防火地域図</p> <p>イ 両側の建築物構造種別図</p> <p>(5) 法第47条ただし書及び第68条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書</p> <p>ア 同一壁面線上の建築物の配置図</p> <p>イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図</p> <p>(6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書</p> <p>ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあっては、同号に掲げる調書</p> <p>イ 工場の用途に供する建築物にあっては、機械配置図及び作業工程を明示する図書</p> <p>ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。）</p> <p>エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。）の建築物の用途別現況図</p> <p>オ 地区計画の区域のうち再開発等促進区若しくは開発整備促進区、歴史的風致維持向上地区計画の区域又は沿道地区計画の区域のうち沿道再開発等促進区内の建築物にあっては、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書</p> <p>(7) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書</p> <p>ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書</p> <p>イ 用途地域図</p> <p>ウ 周辺の建築物の用途別現況図</p> <p>(8) 法第44条第1項第2号、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項若しくは第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書</p> <p>ア 用途地域図</p> <p>イ 周辺の道路配置状況図</p>

改正案

(許可申請書に添付する図書)

第12条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請の理由書
- (2) 省令第1条の3に規定する図書
- (3) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面
- (4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 防火地域図
 - イ 両側の建築物構造種別図
- (5) 法第47条ただし書及び第68条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 同一壁面線上の建築物の配置図
 - イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図
- (6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあつては、同号に掲げる調書
 - イ 工場の用途に供する建築物にあつては、機械配置図及び作業工程を明示する図書
 - ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。）
 - エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。）の建築物の用途別現況図
 - オ 地区計画の区域のうち再開発等促進区若しくは開発整備促進区、歴史的風致維持向上地区計画の区域又は沿道地区計画の区域のうち沿道再開発等促進区内の建築物にあつては、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
- (7) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書
 - イ 用途地域図
 - ウ 周辺の建築物の用途別現況図
- (8) 法第44条第1項第2号、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 周辺の道路配置状況図

新旧対照表

現 行	
<ul style="list-style-type: none"> ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面 エ 周辺の建築物の用途別現況図 	<ul style="list-style-type: none"> (9) 法第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 <ul style="list-style-type: none"> ア 用途地域図 イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書 ウ 周辺の道路配置状況図 エ 周辺の建築物の用途別現況図
<p>2 省令第10条の4第4項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請の理由書 (2) 省令第3条に規定する図書 (3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 <ul style="list-style-type: none"> ア 用途地域図 イ 周辺の建築物の用途別現況図 (4) 法第88条第2項において準用する法第51条ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第51条ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 <ul style="list-style-type: none"> ア 処理能力その他工作物の計画内容説明書 イ 用途地域図 ウ 周辺の建築物の用途別現況図 	<p>3 知事は、第1項又は前項の場合において、それぞれ第1項各号又は前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。</p>

改正案

- ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 エ 周辺の建築物の用途別現況図
- (9) 法第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
 イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書
 ウ 周辺の道路配置状況図
 エ 周辺の建築物の用途別現況図
- 2 省令第10条の4第4項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。
- (1) 申請の理由書
 (2) 省令第3条に規定する図書
 (3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
 イ 周辺の建築物の用途別現況図
- (4) 法第88条第2項において準用する法第51条ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第51条ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 処理能力その他工作物の計画内容説明書
 イ 用途地域図
 ウ 周辺の建築物の用途別現況図
- 3 知事は、第1項又は前項の場合において、それぞれ第1項各号又は前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

新旧対照表

現 行

(書類の提出)

第22条 法、政令、省令又はこの規則の規定による建築主事又は知事への書類の提出は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 建築主事に提出する書類で法第6条第1項各号に掲げる建築物、法第7条の6第1項第2号の規定による仮使用の認定を受けようとする建築物、法第88条第1項に規定する工作物（昇降機等を除く。）及び同条第2項に規定する工作物（遊戯施設を除く。）に係るもの、省令第4条に規定する完了検査申請書のうち、法第68条の20に規定する認証型式部材等である法第87条の2に規定する建築設備（住戸内のみを昇降するエレベーターで籠の床面積が1.3平方メートル以下のものに限る。）に係るもの並びに第9条及び第10条の規定による届書は、当該建築物の敷地及び当該工作物の築造場所の所在地を所管する建築主事に提出するものとする。
- (2) 建築主事に提出する書類で前号に規定するもの以外のもの又は知事に提出する書類は、当該建築物（建築設備を設置する場合にあっては、当該建築設備を設置する建築物）の敷地、当該工作物の築造場所又は当該道路の用地の所在地を所管する県民局長又は県民センター長を経由して、それぞれ県土整備部住宅建築局建築指導課に置く建築主事又は知事に提出するものとする。ただし、省令第4条に規定する完了検査申請書のうち、法第87条の2に規定する建築設備並びに法第88条第1項に規定する昇降機等及び同条第2項に規定する遊戯施設に係るものについては、県土整備部住宅建築局建築指導課に置く建築主事に直接提出するものとする。

改正案

(書類の提出)

第22条 法、政令、省令又はこの規則の規定による建築主事又は知事への書類の提出は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 建築主事に提出する書類で法第6条第1項各号に掲げる建築物、法第7条の6第1項第2号の規定による仮使用の認定を受けようとする建築物、法第88条第1項に規定する工作物（昇降機等を除く。）及び同条第2項に規定する工作物（遊戯施設を除く。）に係るもの、省令第4条に規定する完了検査申請書のうち、法第68条の20に規定する認証型式部材等である法第87条の4に規定する建築設備（住戸内のみを昇降するエレベーターで籠の床面積が1.3平方メートル以下のものに限る。）に係るもの並びに第9条及び第10条の規定による届書は、当該建築物の敷地及び当該工作物の築造場所の所在地を所管する建築主事に提出するものとする。
- (2) 建築主事に提出する書類で前号に規定するもの以外のもの又は知事に提出する書類は、当該建築物（建築設備を設置する場合にあっては、当該建築設備を設置する建築物）の敷地、当該工作物の築造場所又は当該道路の用地の所在地を所管する県民局長又は県民センター長を経由して、それぞれ県土整備部住宅建築局建築指導課に置く建築主事又は知事に提出するものとする。ただし、省令第4条に規定する完了検査申請書のうち、法第87条の4に規定する建築設備並びに法第88条第1項に規定する昇降機等及び同条第2項に規定する遊戯施設に係るものについては、県土整備部住宅建築局建築指導課に置く建築主事に直接提出するものとする。

新旧対照表

現 行

建築基準条例第27条の11の規定に基づく適用の除外に関する規則

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）第27条の11の規定により、神戸市の区域にあつては、同条例の規定は、適用しない。

改正案

建築基準条例第27条の12の規定に基づく適用の除外に関する規則

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）第27条の12の規定により、神戸市の区域にあつては、同条例の規定は、適用しない。